

## サプライヤーCSR ガイドライン

### 1. 法令遵守と国際行動規範の尊重

各国・地域の法令遵守はもとより、国際行動規範を尊重し、コンプライアンス徹底の為の方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、公正・公平な取引活動を推進します。

### 2. 人権・労働・安全衛生への配慮

#### 人権・労働・安全衛生への配慮

あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など）において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行いません。また、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許しません。児童労働・強制労働の排除および基本的人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮した働き方を支援します。

### 3.安全・安心と品質の確保

商品・サービスおよびその製造等に関する法令を遵守し、安全性の確保と、信頼性の高い商品・サービスの提供に努めます。サイバーテロの脅威や自然災害等のあらゆる緊急事態に備え、危機管理の徹底に努めます。高い品質と安全性の確保をめざした取引活動を推進します。

### 4.地球環境への配慮

環境汚染防止に関わる各国・地域の法令を遵守します。事業活動全体を通して省エネルギーに努め、地球温暖化ガスの排出抑制に努めます。省資源により廃棄物の削減、処理処分の適正化や再資源化に努めます

### 5.情報セキュリティの保持

ソフトウェア、プログラムの不正取得や不正使用等の他人の知的財産権を侵害する行為は行いません。情報セキュリティに関する法規制を遵守し、情報管理を徹底します。個人情報を含めた機密情報は厳重に管理し正当な目的以外に使用しません。

### 6.社会との共生

社会との共生に向けた社会貢献への取り組みに配慮し、豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しなからその解決につながる取引活動を推進します

附則 本ガイドラインは2023年1月7日より実施する。